

議会議案第7号

性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書の提出
について

性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

令和2年（2020年）9月23日提出

提出者	鎌倉市議会議員	千	一
同	同	上	くりはらえりこ
同	同	上	竹田 ゆかり
同	同	上	安立 奈穂
同	同	上	河村 琢磨
同	同	上	志田 一宏
同	同	上	納所 輝次
同	同	上	前川 綾子
同	同	上	吉岡 和江
賛成者	同	上	長嶋 竜弘
同	同	上	日向 慎吾

性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書

平成29年6月、性犯罪に関する刑法改正が明治40年刑法制定から実に110年ぶりに国会で可決され、同年7月に施行された。

これは強姦罪が強制性交等罪に名称変更され、懲役の下限が3年から5年に引き上げられるとともに、これまで親告罪であったものが非親告罪となるなど、画期的な改正となった。

ただし、強制性交等罪の成立要件として脅迫、暴行を伴うことが必要とされることや、性交同意年齢が13歳であることなど、改正の内容が十分とは言えず、衆議院では6項目、参議院では9項目もの附帯決議が付され施行3年後の見直し規定が盛り込まれている。

こうした刑法改正により、改正前より多くの事例が犯罪と認定されるようになったものの、被害者の明確な抵抗が明らかでない限り加害者を罪に問えないため、加害者側が無罪となる例が相次いだことなどから、改めて改正刑法の内容が問われている。

欧米諸国では同意のない性交は全てレイプとして刑事罰の対象とするなど、被害者の視点に立った性犯罪の定義規定の改正が行われている。

性犯罪は決して許されない人権侵害であり、被害者の人格や尊厳を著しく脅かし、心身に深刻な影響を及ぼす重大な犯罪である。

「誰一人取り残さない」を基本理念とするSDGs目標5「ジェンダー平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメントを図る」との観点からも性犯罪に関する取組をさらに充実させることが求められている。

よって国会及び政府は、被害者の視点に立ったよりよい制度を実現するため、性犯罪に関する刑法のさらなる改正を目指し、次の事項について早急に見直しをされるよう強く要望する。

- 1 被害者保護の観点から起訴状における被害者名の秘匿措置を認めること。
- 2 強制性交等罪における暴行、脅迫、心神喪失等の要件見直しについて検討すること。
- 3 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の適用年齢の拡大について検討すること。
- 4 性交同意年齢を引き上げること。

5 公訴時効期間の撤廃を含めた見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020年）9月25日

鎌 倉 市 議 会